

6. 水道分野の国際貢献について

(1) 水道分野の国際貢献の背景

ア. MDGs の達成に向けた動き

国連ミレニアム開発目標(MDGs)では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990年を基準として2015年までに半減することが掲げられており、我が国としても、世界トップクラスの水道を築いてきた経験と技術力を活用して、MDGs達成に向け取り組んできた。同目標は2010年に達成したが、未だに世界全体で約7億8千万人が安全な飲料水の供給を受けられない状況にあり、継続的な支援が求められている（2012年UNICEF&WHOのデータ）。

イ. 日本経済再生本部

日本経済再生本部は、平成24年12月26日の閣議決定により、日本経済の再生のための司令塔として、昨年末、内閣に設置されたが、平成25年1月25日の第3回会合において、「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議の開催も予定されている。同会議では、水も世界最先端インフラ・システムの1つとして取り上げられる予定。

(2) 水道分野の国際協力

ア. 国際協力機構（JICA）が実施する国際協力事業（ODA）（資料6-1 参照。）

水と衛生分野において、日本は多大な貢献を行っており、1990年代から継続的に経済開発協力機構の開発援助委員会（OECD-DAC）諸国の中で、トップドナーとなっている。日本の水供給分野における援助は、平成19年度から平成23年度の5年間で、無償資金協力が119件、約963億円、有償資金協力が26件、約4,216億円となっている（厚生労働省調べ）。技術協力事業（専門家派遣、研修員受入れ）においても多大な実績がある。

これまで、水道分野の国際協力は施設整備に主眼を置かれてきたが、今後は、施設整備とその後の運営維持管理を組み合わせた開発援助も必要である。特に最近の都市水道に関する技術協力では、浄水場・配水施設の運転、無収水（漏水、盗水、料金未収）対策、水質管理等の維持管理に関する人材育成に加え、料金徴収、業務指標（PI）を用いた水道事業経営に関する協力のニーズが増してきている。

二国間協力の大部分はJICAによって実施され、厚生労働省はJICAの技術協力事業等で要求される専門家の推薦を行っている。水道分野の専門家として、主に水道事業者等の職員が派遣されており、水道事業者等の多大なご協力のもと、技術協力が実施されている。

研修員受入事業について多くの水道事業者等のご協力を得て実施されているところであり、水道事業者等においては、引き続き、派遣専門家人選や研修員受入等に対するご協力をお願いしたい。

また、国際協力人材の育成のため、JICAでは能力強化研修「水道コース」（年1回：11月）、「省庁・自治体職員等のための国際協力基礎」（年1回：2月）を実施しているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、平成22年10月から、JICA技術協力専門家派遣、研修員受け入れ等の国際協力に関する情報の共有をより円滑に実施するため、「水道分野の国際協力・水ビ

ジネスに関するアンケート」により連絡体制を整備（担当窓口の登録）したところである。

イ. 厚生労働省が実施する国際協力事業

水道分野の国際協力の中でも優先的、積極的に支援すべき課題について、開発途上国における実情及びニーズの調査分析を行い、官民協力による国際協力の進め方を検討している。

水道プロジェクト計画作成指導事業では、開発途上国における案件発掘・形成能力の向上に資するために、官民協力による専門的・技術的立場から調査検討を行い、熟度の高い優良案件となるよう当該国に対する助言指導を実施している。なお、事業実施に当たっては、民間企業が各々把握している開発途上国の水道分野の個別具体的な課題（施設整備や経営・維持管理）や潜在ニーズに係る情報、日本が有する知見及び技術を積極的に活用している。

ウ. 国際機関との連携、二国間連携等

国際社会における中核的な役割を果たし続けるため、海外の諸機関と強固な国際的ネットワークを形成するとともに、世界保健機関（WHO）や国際水協会（IWA）などの国際機関等を通じて各国への知見の提供や情報交換等を積極的に行っている。

◆世界保健機関（WHO）等との連携

●WHO 飲料水水質ガイドライン改定

- ・WHO 飲料水水質ガイドラインの改定に向けた調査、検討
- ・WHO への活動費の拠出
- ・専門家会合への専門家の派遣

※WHO 飲料水水質ガイドライン

各国が飲料水の安全基準を策定する際の基礎資料として WHO が勧告した飲料水の目標水質のこと。ガイドラインにおいては、発癌物質などの汚染物質ごとに個別の基準があり、体重 60Kg の成人が 1 日に 2 リットルを一生涯（70 年間）飲用しても影響がでない濃度に設定されている。

●O&M ネットワーク

- ・活動費の拠出
- ・専門家の派遣

※O&M ネットワーク

Operation and Maintenance Network（水道施設運用・管理ネットワーク）

IWA が、WHO の協力を得て、主に開発途上国の施設維持管理の改善（研修ツール作成、セミナー開催等）に向け活動。実施主体は、国立保健医療科学院水道工学部。

●RegNet

- ・会合への職員派遣
- ・ガイダンス文書作成協力

※RegNet

水道に関する制度的枠組みに関する途上国の支援を目的として WHO が設置

◆ISO/TC224 の活動への関与

- ・平成 19(2007)年 12 月、ISO24510 シリーズが発行。
ISO24510(飲料水及び下水事業に関する活動－サービスの評価及び改善に関する指針)
ISO24511(飲料水及び下水事業に関する活動－下水事業のマネジメントに関する指針)
ISO24512(飲料水及び下水事業に関する活動－飲料水事業のマネジメントに関する指針)
※ISO/TC224：上下水道サービスに関する国際規格専門委員会（国際標準化機構
の第 224 番目の専門委員会 TC : Technical Committee）
上記規格は、国内事情に合わせた修正が加えられた上で、それぞれ、国内規格
JIS Q 24510、JIS Q 24511、JIS Q 24512 として平成 24 年 3 月 21 日に制定。
- ・日本水道協会に設置された ISO/TC224 上水道国内対策委員会において、TC224 下水道国内対策委員会（日本下水道協会）と連携を取りつつ、国内水道事業運営への影響の調査研究や国内の意見を ISO/TC224 の規格に反映させるための検討及び ISO/TC224 への委員の派遣を実施。

(参考) ISO/TC224 に設置された WG(作業部会)のうち継続検討中の WG

- ・WG5(規格の適用例) ISO24510 シリーズの普及状況・普及方策を調査/検討。
- ・WG6(アセットマネジメント) 上下水道分野のアセットマネジメントの ISO 規格化。上位規格作成中である ISO/PC251 (全分野対象) の作業が完了するまで検討中断。優良事例集の作成を開始。
- ・WG7(危機管理) 危機管理の ISO 規格化。
- ・WG8(ロー・テクノロジーを用いたオンラインでの排水管理) 2011 年設置。(下水道分野)
- ・WG9(水質事故検出ガイドンス) 2011 年設置。

◆災害復旧支援

・中国四川大地震の復旧支援

平成 20 年 5 月に発生した同地震の際、水道関係団体を通じて、全国の水道事業体や水道関連企業に応急給水用資機材、飲料水等の拠出を呼びかけ復旧支援に協力。

(3) 水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）

人口増加や経済発展を続けるアジア諸国において、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。今後は、ODA による協力にとどまらず、日本の水関連企業が有する技術を海外市場において提供することによって、アジア諸国における衛生的な水供給の確保に貢献する。また、新成長戦略を踏まえ、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用し、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるよう、日本の水道産業の国際展開を進める。具体的な取組は以下のとおり。

ア. 水道産業国際展開推進事業

◆日本企業の海外市場への売り込み

平成 20 年度から、アジア諸国を対象として水道産業の国際展開推進事業を実施。本年度は、インド、インドネシアの案件発掘を行うとともに、ミャンマーの基礎調査を開始。また、相手国政府の協力を得て、東京都、北九州市といった地方公共団体と連携しつつ、相手国の水道事業者を対象とする水道セミナーを開催、日本の水道技術や企業の紹介を行い、水道産業の海外展開を支援。本年度は、カンボジアとインドにおいて水道セミナーを開催。

◆企業や水道事業者が自律的に海外市場に参画できるようにするための枠組み作り

- 水道関係機関とのパートナーシップの形成

平成 23 年度から、企業や水道事業者による海外のプロジェクト情報へのアクセスや相手国担当機関や担当者との関係作りなどを支援する仕組みを構築するため、アジア各国の水道協会と日本水道協会との協力関係をベースに、ビジネス展開に関する協力体制（パートナーシップ）の形成に取組む。本年度は、インド、中国等の水道協会と協力体制を構築するため協議を行った。

- 官民連携型案件形成調査

平成 23 年度から、個別のプロジェクト形成を支援するため、地方公共団体と民間企業が共同で調査を行う、官民連携型の案件発掘調査を公募。本年度は 2 件採択されたところ（地方公共団体は、北九州市、さいたま市）。来年度も実施する予定なので、地方公共団体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、ご活用頂きたい。

イ. 日本の水道技術の PR

日本の水道技術を海外の水道事業者や企業等に紹介するため、英語版の PR 資料を作成し、厚生労働省 HP において発信している。

http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health/water_supply/8.html

ウ. 海外水インフラ PPP 協議会

海外の水インフラプロジェクトに関し、官民連携による海外展開に向けた取組を推進するため、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の 3 省連携により、「海外水インフラ PPP 協議会」を設置した。平成 22 年 7 月に第 1 回を開催し、民間企業や関係機関が約 160 参加した。平成 25 年 2 月、第 4 回が、インドネシア、ベトナム、ミャンマー等の上下水道整備を担当する政府高官の参加を得て開催された。各国から個別のプロジェクトを含めた上下水道事業の説明があり、協議会メンバーからは、企業や技術の紹介が行われた。

エ. 國際標準化戦略の検討

- ・平成 22 年 5 月、「知的財産推進計画 2010」が知的財産戦略本部決定され、国際標準化の特定戦略分野（7 分野）の一つに水分野が位置づけられた。
- ・平成 22 年 11 月、国交省と連携し、水分野の国際標準戦略を検討するための「水分野国際標準化戦略検討委員会」を設置。水道については、日本水道協会と連携し、水道部会を設置。
- ・平成 23 年 3 月、知的財産戦略本部において国際標準化戦略アクションプラン（水分野）が策定。水道については、設計指針等の日本の設計思想の普及等が盛り込まれる。
- ・平成 23、24 年度は、水分野国際標準化戦略検討委員会水道部会を開催し、新たな

ビジネスモデルの検討、漏水防止や水質監視等に関する国際規格化の動きへの対応、設計指針の海外普及版(要約版)の策定に取り組んだところであり、来年度も引き続き水道分野の国際標準化への対応と日本の水道技術の海外への普及を図ることとしている。